

20番（古畑浩一君）

今回の不祥事をめぐりの中で、ただ1人市長だけが、全く責任をとってませんよね。この全てがはっきりしたら、責任とるということだ。だから、責任をとるのが嫌だからといって、隠蔽しないように。ここは正々堂々とやってください。お願いして終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、古畑議員の質問が終わりました。

ここで、昼食時限のため暫時休憩します。

再開を、午後1時とします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開します。

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

おはようございます。

市民ネット21、古川 昇であります。

発言通告書に基づきまして、1回目の質問を行います。

1、地域包括ケアシステムについて。

「2025年」、「団塊の世代」、「地域包括ケア」、このことは医療・福祉・介護の分野ではよく聞く言葉であります。つまり、2025年には団塊の世代の全員が後期高齢者となり、従来の医療や福祉や介護の体制では支えきれず、病院・施設だけではなく在宅に必要なサービスを受けながら、安心して生活ができる地域包括ケアの仕組みづくりが必要となります。

住みなれた地域で、我が家で高齢者が安心して生活できるように、行政や専門家、住民が目的を共有しネットワークをつくり、連携・協力して地域ぐるみで実施・実現することが求められております。職種や立場の違いによって、捉え方の違いにも配慮が必要となります。

そこで以下の項目について伺います。

(1) 在宅医療と介護の連携では、在宅医療連携協議会の開催が提案されております。これまでのような事業が実施されてきたのか。

また、多職種連携のひすいカフェは定期開催とあります。それぞれのかかわりをどう把握されていますか伺います。

(2) 地域ケア実現に向け、専門職のサービスは以前の医療・介護・予防に「看護」、「リハビリテーション」、「保健」が加えられました。

在宅介護の充実を目指していますが、どのような役割が求められているのか伺います。

(3) 住まいと住まい方の捉え方は、何となくわかるようではっきりいたしません。実は、老後の長い時間をどう過ごすのかが重要な点であります。

高齢者にどう周知を図り、理解を求めてきたのか伺います。

(4) 生活支援について、介護や医療サービスの必要性の前に、日常生活の困りごとを細かなサービスで支え、福祉で支援する取り組みはどうか伺います。

(5) これからは介護分野の「積極的な公開」と「見える化」が大事ではないかと思えます。従来の高齢化率や介護認定率、待機者数なども大変必要であります。地区住民・市民がいつでも現場に気軽に訪れて、溶け込めるような施設や環境が必要だと思えます。お考えをお聞かせください。また、どのような取り組みが考えられますか、伺います。

(6) 生活支援・総合事業では要支援1・2の訪問・通所介護のサービスの種類、基準、方法、内容が市の裁量となりました。緩和策についてはこれからと伺いましたが、どう緩和していくのか、現在のお考えをお聞かせください。

(7) 厚生労働省から、ことし3月に施設入所に保証人不要の国が定めた運営基準の遵守徹底の通知がされました。行政指導が強められましたが、取り組みの経過を伺います。

(8) 足腰に衰えがきた高齢者にとって、トイレ事情は重要な関心事になっております。トイレの洋式化について、糸魚川市の公共施設や公園、観光地施設等の現状、計画、優先順位など見通しもあわせて伺います。

2、権現荘の労務管理について。

権現荘の経営実態について、単年度や過去の実績の収支の状況に注目をしてまいりました。収支は最も重要な要素ですが、その実績が現場で働く人たちのどのような労働環境で支えられてきたのか、雇用や権利が遵守されてきたのか、労務管理の内容をお聞きいたします。

地域振興の核施設であり、地域活性化の重要拠点としての大事な施設であることを踏まえて、以下の点について伺います。

(1) 就業規則や労働契約は労使双方にとって重要な要素であります。職場ではどのような提示や契約内容であったのか伺います。

(2) 雇用形態は1年契約が主なものと伺っておりますが、年間の実働日数、休日実態の実績はどのような内容になっているのか伺います。

(3) 年休は1年契約で6カ月を経過して、その8割以上勤務であれば10日間が付与されます。未消化日数は翌年まで繰り越されますが、単年契約では保障されないということになるのかお伺いいたします。

(4) 長時間労働が続くと、肉体的・精神的疲労を招き、健康状態を損なう原因となります。三六協定の届け出が必要ですが、その内容についてお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

古川議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目の在宅医療連携協議会では、在宅医療に関する多職種の連携強化や課題について協議をし、ひすいケアカフェはその事業の 1 つであります。

2 点目につきましては、看護職・リハビリテーション専門職には、家庭や身近な通いの場で専門的サービスができるようにすることや、また保健の役割としては、いつまでも日常生活を自分の力で行えるよう、健康寿命を延伸することが求められております。

3 点目につきましては、ケアマネジャー等が個々の計画を作成し、介護サービス等が提供されることで周知を図り、理解を得てきたと考えております。

4 点目につきましては、高齢者同士が支え合う仕組みづくりなど、地域において取り組みが実施できるよう生活支援の充実を図りたいと考えております。

5 点目につきましては、地域住民が気軽に立ち寄れる開かれた介護施設としていくことは重要であり、各法人ではホームページ作成や地域事業への参加、施設内のイベント開催などを工夫を凝らして取り組んでいるところであります。

あわせて、地域密着型サービス事業所が地域交流の場としての機能を持ち、地域に根差した施設となるよう、市としてもその取り組みを支援してまいります。

6 点目につきましては、現在、サービスを提供いたしております事業所のほか、多様な担い手が介護サービスを提供できるよう、総合事業の体系について検討いたしております。

7 点目につきましては、指導・監督権限を持つ県が指導することといたしております。

8 点目につきましては、洋式トイレのある施設はおおむね 70% で、今後、施設の改修に合わせて洋式化を進めてまいります。

2 番目の 1 点目につきましては、個人ごとに勤務時間・休暇・賃金等の変形労働時間制の雇用条件を示した任用通知書を渡しております。

2 点目につきましては、平成 27 年度 1 年間継続して勤務した者の、平均勤務日数は 282 日、休日数は 84 日であります。

3 点目につきましては、継続雇用の方については、年次有給休暇の繰り越しを認めております。

4 点目につきましては、1 年単位の変形労働時間制に関する協定を結ぶとともに、三六協定において延長することができる労働時間を 1 カ月 40 時間、1 年間で 200 時間といたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくご質問申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8 番（古川 昇君）

それでは、2 回目の質問に入ります。

1 番目と 2 番目を入れかえて、先に 2 番目をやらせていただきたいと思います。

この労務管理であります。午前中にも、かなりお話が出ていたのですが、そもそもこの報告をいただいたのを見ますと、かなりの超過勤務時間があるという実態が明らかになったわけですが、労働基準法ですよ、そもそもどうしてつくられたのか、この点についてお考えを、認

識を伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

超過勤務時間が長いということではありますが、この長くなった原因ということなのかなと思って
おりますが、これは特に平成27年は、リニューアル後のお客様が非常にふえたということで、
8月のリニューアルオープン以降は、本当に対前年でも30%、40%以上の売り上げを伸ばすと
いう、大変な売り上げを伸ばしておりました。そういうことが背景にあって、労働環境も非常にき
つくなっていたということが原因だと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

私がお聞きしたいのは、こういう実態があって、そもそもその労働基準法ですね、働く上に誰を
守るのか、あるいは権利を守るというような大きなことがあるわけではありますが、そのことの認識
を伺ったのであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

働く者の全ての皆様方の権利を守るという前提の中で、できているものというふうに認識をいた
しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

権利を守るということであると、5月25日ですね、これ権現荘職員勤務状況というふう
に一覧表になっておりますが、この立場であれば、この非常に多い時間外、それから休日日数も、先
ほど言われたのを下回っている方、何人もいらっしゃいます。それから、年次有給休暇、これの取
得も非常に少ないというのが実態としてあると思いますが、この一番多い1,579時間という方
の、この実態を知ったのはいつごろでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

この実態を知ったのは、いつかということですが、この委員会の審議があって、労働時

間の調査をなさйтеということで、資料を集めまして、その資料が上がってきた段階で、私が知り得たということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしますと、日々、1カ月とかあるいは3カ月とかという単位では、この時間外労働その他の条件、これは能生事務所に報告はなかったということになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

実態でございますけれども、一応、能生事務所では権現荘の担当者という者がおります。その上に係長ということで、振興係長がおりますが、その2人のところまでは数字はちゃんと把握できているというところで、ただ次長、また私のところには今、来てなかったということでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それはなぜ、報告がなかったということですか、聞かなかったということですか、どちらでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

毎月、超過勤務をやって、最終的には翌月の給料日に計算をしてお支払いするわけなんですけれども、そういった実績の数字を把握して、それは係長のところで数字を押さえて、そのまんま総務課のほうに行って支払いのほうへ回るということであったというのが実態であります。

今後は、幾ら何でも私のほうで、ちゃんと数字がわかるようにしていきたいということで、この新年度からは数字を私のほうで把握していきたいというふうに、システムを変えていきたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

先ほど、市長の答弁の中に労働契約、要は個人でそれぞれ結んでいますということを伺ったわけですが、この内容ですよね、説明等々をどのようにされてきたのか伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

先ほど、市長の回答の中で、毎年4月1日に任用通知書をそれぞれの職員に配付して、内容を説明しているということでございます。これについては、職務の内容であるとか勤務日・勤務時間・休暇・賃金・保険の加入等々が全て入っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そういたしますと、これ単年度の報告でありますけれども、去年、おとしというふうに、これを集計した場合に、どのような結果になるのか。そういうのも含めて、それをつかんだ上で、次の年の契約に当たられていたのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

超過勤務の実態のところについては、次年度の評価とかそういうことではなくて、例えば時給の単価ですとかそれをどれくらい上げるとか、そういったことは評価しますけれども、超過勤務時間についての評論というのなかったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

最初、総務課長お答えをいただきました労働者の権利を守るということであれば、私は当然、1,500時間を超えるような方が出たという話になると、これは大変なことになる、もしかしたら健康を損なうかもしれない、これが常態的に続いていけば。そういう危機感はなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

先ほど、事務所長が申し上げましたように、私どもとしては、ことしになってからのお話でございまして、そういった部分の中で過去のもは確かに議員のほうからお話ございますように、不適切だったというふうに反省をいたしております。今後に向けましては、職員の雇用増と、そういった部分とか勤務形態の見直し、そういったものを考えながら、あわせながら改善をしてみたいというように思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この庁舎の中でも、臨時の方はいらっしゃいますよね。そういう問題というか、そういう契約をするときに、ちらっとでも能生の方が頭をよぎることはなかったですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

権現荘の市の臨時の方につきましては、やはり権現荘が若干、特質な部分の中で、それ以外の庁内等におります臨時の方々については、基本的に余り超勤等が少ないというような状況でございます。それで、私どものほうには、権現荘の部分につきましても、支払いの実績というような金額の形で報告が来ている関係から、時間等の確認が若干、なかなかできにくかったという部分がございます。そういった部分の中で、金額の上下によってもある程度判断できる部分がございますので、今後、ある程度、能生事務所と連携とりながら、そういったものがわかる形にしてまいりたいというふうには思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

こういう状況の中で、変形労働制、なぜおとりになったのかお答えをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

職場が温泉旅館であるという実態の中で、やっぱり変形労働制でなければ対応ができないということで、その制度を使っております。

また、超勤が多い、基本的に多いということについて、この状態をどうするか、またどういうふうに対応していくかということで、5月31日に、実は私のところの次長と振興係長を、上越の労働基準監督署に出向かせて、係官の方とどういうふうにしていくかということで、いろいろディスカッションさせていただいて、また指導していただけるということでお約束いただいておりますので、今後はそういう方向で進めていきたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

変形労働制をとって、先ほど言われたように旅館、サービス業ですよね、非常に有効的であると

いうふうに言われておりますけれども、なぜ有効なんだ、そのことをもって旅館業にどういう効果をもたらすのか、このことの認識はおありになったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今、原事務所長が答えましたように、職務の性格上、一般職、我々のところの事務のような8時30分から5時15分までというような勤務形態では困難なサービス状況でございますので、変形労働制という形をとって勤めさせていただいております。その中において、変形労働制の時間を、勤務時間があるわけですけれども、それを超えて時間外の勤務をいただいたのが非常に多かったと。全体的に、職員全体の中でも多かったと。また、特別なれた人とかの部分については、先ほど古川議員からご指摘のあるように、1,500時間を平成27年度においては超えるような年間労働時間になったというような実態があるのは、ご指摘のとおりでございます。その辺の改善については、是正していかなければならないと。午前中に、古畑議員のご質問にもお答えしましたけれども、是正していかなければならないということで、平成28年度に新たに3人の職員を追加採用する形で、全体的な勤務の休暇等の状況を、バランスをとっていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

今、お答えいただくと、変形労働制の効果がどこにあるのかが、さっぱりわかりません。要は、1週間40時間ですよ、これは決められていますよね。そういうのが忙しいときには膨らむ。だけど、そうでないときには時間を縮めて勤めてもらうということがあるんじゃないですか。そういうことをずっと、全部おやりになってきたのかどうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

その変形労働制の特徴といいますか、忙しいときと忙しくないときのバランスをとる、また土曜とか日曜とかの1週間の中での、この浮いたり沈んだりする部分を調節できるということで、1週の中でこの時間の中で働きましょうというそのやり方について、非常にフレキシブルな働き方ということだと思っております。また、権現荘についても、その特徴を生かして、変形労働を取り入れてきたというふうに考えています。

実務的にそういうものができていたかということですが、これは、シフト表をつくるときに、そういう形で早いところから遅いところまで分担をして職員を張りつけると、そういうことで適正な職員の配置、バランスをつくっていくというシフト表の作成について、そういうものを生かしているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしますと、そのシフト表には名前が書いてあって、それは記録として残っているというふう
に理解してよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

シフト表は、個人にそれぞれ自分の勤務がわかるように渡る書類でございますので、それぞれの
名前がわかるように、ちゃんとそれを渡すという形になっていると思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしますと、勤務時間、どこから勤めてどこで終わったのかというのは、タイムカードだけで
すか。控えはなかったということで理解しますけどいいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

権現荘の現場には、個人個人の朝何時に来て、夕方何時に帰ったという記録はきちっと残ってご
ざいますので、個人個人に記録が残ってございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それは、勤務命令はきちっとされていたということですか。書面ですか、口頭でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

日々の現場での勤務につきましては、これは支配人の指示、そういったものがあると思いますし、
また、職員同士で休みのやりとりですとか、そういった職員同士のお互いの融通のつけ方というの
もあって、そういったものは支配人が見て、それを認めているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番(古川 昇君)

そうしますと、支配人が全てそのことがわかるということによろしいですね。

というのは、そういうふうにかえて、支配にだけが知っていて、その結果が能生事務所に上がってきたら、その過程は全くわからない、どういうことが行われていたかというのは、全くつかむことができないと、把握することができないということで理解しますがよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長(原 郁夫君)

能生事務所に書類が上がってくる前には、支配人が内容をチェックしているというふうを考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

古川議員。

8番(古川 昇君)

そのチェックも甘かったということですよ。

次、行きますが、先ほどの古畑議員の質問の中で、この1,579時間、Bの方ですがやっていらっしゃった。それで、この方は、女性が夕方忙しいからかわってあげて、時間外勤務をやっていたんだ、そういう善意であって美談のような形の報告がございましたけれども、こんなこと許されるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長(原 郁夫君)

これは、職場の中での職員同士のやりとりでありまして、この日はどうしても夜、仕事かという、ほかに用事があるのでかわってくれませんかということで、Bさんがかわってあげたというような形の協力、お互いの協力だと思えますけど、そういった融通のつけ方というのは、現場ではあると思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

古川議員。

8番(古川 昇君)

三六協定はどこへ行ったんですか。みんなそうやって決めて、法律でこういうふうになさいというふうに決まっていますわ。個人的にやりとりをしたものを、ここに載せてくるということ自体が、私は許されるのかと聞いてるんですよ。その点、はっきりしていただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

これは、限られた職員数の中で、お互いに融通をつけながらお客様にサービスをする、仕事に穴をあけないということの、やりくりの中で出てきたことだと思っておりますので、シフト表を厳格に守ってやって、非常にぎすぎすした職場にするよりも、お互いに調整をとりながら、お互いのやりくりの中で職場をうまく運営していくというやり方も、やっぱりあるんじゃないかなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

私は、きちっとやっていったほうが、むしろぎすぎすはしないと思います。かわってもらった人たちは、結局、負い目になっていくわけですね。だから、そういう職場の環境のほうが、私はかえっておかしいんだと思うんですよ。

ですから、決められたことをきちっとやって、その報告が能生事務所にきちっと届いて、本当にそこが管理されているということが、私は前提でなければいけないと思うんですよ。

千五百何十時間、1,000時間を超えている人、3人いらっしゃるわけですけども、この一番多かった方、超過勤務手当、どのぐらいになったんでしょうか。合計でどれぐらいになったか、おおよそで結構ですんで、お聞かせいただきたいと思います。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時36分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

この方が、年間で受け取った超勤ですね、これぐらい働けばということでございますけれども、年間で185万円、月に直すと15万4,000円というふうになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

先ほど、話ありましたように、それぞれ超勤をされているということになると、休日勤務というのも発生しますので、そうすると掛け率が違ってくるというのも、総体で言えば、これぐらいの金額になるということは理解いたします。ただ、一般的に言って、年額185万円、月15万円、こういうふうになると、職場の中で、先ほどの話じゃないですけど、金に困ってんのかという話は大体出るでしょう。こんなに超勤をしてるんでありゃ、金に困ってるんじゃないかっていうふうに、大体思われますわ。そういう点は、職場の中、あるいは能生事務所では気づかなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

平成27年はリニューアル工事をやっておりますし、私も週に一遍ぐらいは現場へ行っておりますし、この職員とも何回も会っています。それで、支配人のいないところで、このフロントで彼にも会っておりますけれども、そういった、今おっしゃったようなことは、私にはじかには言わなかったです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

じかに言うかどうかなんて、そんなことは多分、自分の恥部は出さないとは思いますが、しかし、これだけの金額が支払われていて、なおかつ自己都合でやめたというふうにおっしゃっていらっしゃいますけども、本当ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

ちゃんと、書面上も自己都合ということで出ておまして、それ以上のことはわかりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

これは、理由を聞かなくなったということなんでありましょう。それで、更新ができなかったということにつながったんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

午前中、古畑議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、この3月でおやめになった方が

1名いらっしゃるかもしれませんが、その方は自己都合ということで申し出があり、状況をお聞かせいただく中で、やむを得ないねということで退職いただいたものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

自己都合ということでありますので、そこをまた、お聞きする機会があればというふうに思っております。

それから、この働く実働日数の上限、先ほど282日、休日が84日というふうに伺いました。これは、決まっているところでは280日、それから休日が85日というふうになっておりますけれども、この一覧表を見ますと、休日84日というふうにクリアされている方、そんなにいないと思うんですが、この点についてはどうなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

平成27年度の表でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、8月1日以降のリニューアルのオープンで、大変その後、お客様の入りがよくて、非常に職場がタイトであったということで、日数についてもかなり厳しい数字になっているということで、それだけ一生懸命、職場に協力いただいたというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

これは、じゃ、皆さんと職場の代表の方とそれぞれ話し合っ、休日労働ということで振りかえっていったというふうに理解してよろしいですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

そのように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この中の時間外労働それぞれ、私が経験してきたところによれば、時間外労働をやる理由等々をはっきりとして、それを受けて、その権限を持っている方が許可を出すというのが、これが常識ですよ。それで、この権限を持っていらっしゃるのどなたですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

現場の権限は、支配人というふうに認識しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それでは、支配人はきちっと三六協定の手順に従って、ずっとやってこられて、なおかつこういうふうな非常に多い時間外労働が発生してしまった、こういうことで、その権限は支配人にあった、こういうことでよろしいですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

4月1日付で契約をする覚書の中に、労務管理という一行があるものですから、それも含めての権限といえますか、義務といえますか、お願いしていることというふうに認識しております。

ただ、今後は、やっぱり支配人に一任するというのではなくて、やっぱり能生事務所もかかわって職場の健康管理、また職場全体の労働環境について、しっかりと労使が一緒になって取り組んでいくということのために、能生事務所、私も副支配人である次長も、もっとかかわっていくという体制に切りかえていきたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それでは、1番目の質問に移りたいと思います。

この1番目であります、在宅医療・介護の連携、これは在宅介護を支えるための生活基盤の土台を保障していく上で、とりわけ重度の要介護者とその介護家族、これにとっては命綱と言える、私は取り組みだと思っております。この施策の目標は、どんな状態になることが望ましいとお考えでしょうか、認識をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

お答えいたします。

どのような状態になるのが望ましいかということでございますが、住みなれた自宅、または地域の中で、その人に必要な医療・介護・生活支援といったサービス、こういったものを受けながら、

最終的にはそこで終末期を迎えるということが望ましいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それが、地域包括ケアということでありますけれども、特に医療の関係についてお聞かせいただきたいと思います。

連携協議会の事務局としての立場がおありだと思いますが、今まで、どういうふうにやってこられたのか、あるいは現状どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

連携協議会の事務局ということでございますが、昨年度まで、県の糸魚川地域振興局健康福祉部、こちらが事務局となっていました。平成25年度から27年度までの3カ年でございます。今年度から、市が引き継いで、この事務局を担当しておるところでございます。

今までの経過を見ますと、介護・医療職、こちらが共同で、ひすいケアカフェですとか、講演会や研修会を企画・運営することで、お互いに役割を理解し、いわゆる顔の見える関係づくり、これができたというふうに考えております。ただし、この顔の見える関係づくりにつきましては、まだ一部の関係者にとどまっております、さらに広げていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この関係については、まだまだこれからと、これから強めていくという立場で考えておりますけれども、そうしますと、現在お医者さん、行政と医師、あるいは医師会とのかかわりの中で、現状把握や計画などの連携、あるいは意思疎通、事務局としてどのように努めてこられたのか、図ってきたのか、その点についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

意思疎通ということでございますが、在宅医療それから介護関係者へアンケートを実施しております。そこから、現状把握した上で、協議会の中で協議をいたしておるところでございます。

また、ひすい在宅プロジェクトの実施計画の作成を通じまして、事務局の地域振興局、それから

市と協同いたしまして、医師会との連携と意思疎通を図ってきたところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

地域の中での医療体制、これは非常に大事でありまして、現状どういうふうにつまみ受けていらっしゃるのか、つまり受け入れ態勢ですね、お医者さんの。これは主治医としての役割があるんだろうと思います。それから訪問診療、これは往診ということだろうと思いますが、あるいは介護施設に対するお医者さんのかかわり、こういう点をお医者さん側から見たときに、先ほどの意思疎通ではないですけれども、何か課題等々見えてきたもの、おありになるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

診療所の先生方につきましては、一次医療であるかかりつけ医といたしまして、往診態勢を含め地域の総合診療を担っていると。それから、介護施設につきましては、協力体制、協力医療体制をとるという中で、ご協力をいただいているというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

往診体制、あるいは介護施設へのお医者さんのかかわり、これ非常に近くのお医者さんじゃなくて、遠いお医者さんをお願いせざるを得ないというような施設も、私は事情をお聞きしているんですよね。そういう場合に、お医者さんの高齢化みたいなものもやっぱり、私は10年、15年、20年というふうに見ていった場合、糸魚川の医療体制を見たときに、診療所等々はやっぱり課題として、ないのかなという気がするんですが、その点についていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

確かに議員おっしゃるとおり、そういった課題はあると思っております。今ほどの、在宅医療の連携協議会の中で、4つの柱があるわけなんですけど、その1つとしてチーム体制による在宅医療の推進というのとは行われております。その中で、かかりつけ医を中心とした情報共有と事例検討等について、検討しているというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

今、言われましたように、そういうところ、できるところのお医者さんに、ずっと全部負荷がかかっていく。これもまた、余り行き過ぎると、私は問題が出てくるんだろうと思うんですね。

ですから、糸魚川の中で全体を見たときに、若手の方々、あるいはそこに糸魚川病院の先生方に、どう協力してもらおうのかというようなところが、私は意思疎通、医師会との話だと思っんですよ。そのこのところは、どういうふうにやっておられるのか、もう一回お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

先ほど申し上げましたとおり、ひすい在宅医療プロジェクトの中の1つの柱ということで、チーム体制による在宅医療の推進ということをやっているところでございますが、まだまだその部分に対して、市のかかわりというのが、若干希薄かなというふうに思っておりますので、その辺につきましましては、今後の課題というふうに捉えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

いずれにいたしましても、人材不足、お医者さんもそうでありますし、看護師さんもそうであります。このこのところに、最終的にはやっぱり問題が突き当たっていくんだと思うんですけれども、やっぱり今あるところで、どうやって最大の効果を上げるかというのは、私は福祉事務所の仕事だというふうに思いますので、そのこの点は、きちっとやっていただきたいと思います。

それから、今の目標を、私は24時間365日、定期巡回随時対応型訪問介護看護、もう一つは小規模多機能の居宅介護、ここに看護を入れて複合サービス、これがきちっとやられて私は地域包括ケアというものの、大きなところのエリアを占めるというふうに、私は思うんですけれども、そのこの構築していく今の過程、現状どのぐらいになっているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

在宅の24時間を進める中では、いわゆる訪問看護等が必要不可欠であるというふうに考えております。

そうした中で、今年度なんですけれども、訪問介護事業所が1つふえまして、全体としては3つになっております。今後もそのニーズを図る中で、検討したいというふうに考えております。

また、サービス体制の基盤といたしましては、今後、まだまだ検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

ふえたということになりますと、非常に心強いわけではありますが、やっぱり糸魚川の体制を考えれば、そういうところを大事にしてほしいというふうに思います。

2番目に移ります。この中では、看護・リハビリテーションあるいは保健が新しくなったわけがありますけれども、これ看護についてお聞きいたしますけれども、今まで、入院の看護、あるいは医師の診療補助というところにとどまらずに、広い視点で看護というものを、看護職が、専門職が捉えている。今、看護ステーションあるいは糸魚川病院、あるいはその中に看護のケア病棟ができたわけがありますけれども、現状、どんな取り組みが行われているかお聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

糸魚川総合病院につきましては、地域連携室、こちらのほうが中心になりまして、病院内での会議を行うことで、円滑な退院ができるような検討をしているというふうに聞いております。

また、訪問看護ステーションにつきましては、訪問看護が必要となるような方に対しまして、退院時のカンファレンス等に参加し、退院の支援にかかわっていただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

今、言われたそういう看護で地域を見ていく。それが、私は連続して、地域の中につながっていかなければ、館を幾らつくっても全く効果がないわけ。効果がないと言ったら語弊ありますけれども、やっぱり日常、地域の中にどうつなげていくかという視点が非常に私は大事だと思うんですね。この点については、どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

ご指摘のとおり看護、特に訪問看護につきましては、地域包括ケアシステムの重要な要素であるというふうに考えております。今後、先ほど申し上げましたとおり、訪問看護事業所の充実もありますことから、先ほどの在宅医療、それから在宅介護の連携協議会において、ケアマネジャーや介護職、訪問看護の看護師等がお互いに顔の見える関係の中で、多職種連携を行うことが必須である

というふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

リハビリテーションもこの中に入れたという考え方、これについては現場ではどのように捉えていらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

リハビリテーション、リハビリ職に重点を置くことで、本人の生活機能の向上それから社会参加、こういったものを進めていけるというふうに思っております。これからの方策としては、より生活に根差した自立支援を目指すものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

リハビリの目的は、今、確かに言われたように、自立の支援であります。今、糸魚川の中で事業所、訪問事業所に1カ所、それから通所の事業所に2カ所というふうに、この事業計画に書いてある。しかし、その中身を読みますと相当、人数としてはふえていってるという傾向が見られるわけですね。あえて入れたということになると、やっぱり人材的にそこにリハビリ職の方々をふやして、施設も同時にやっぱり受けられるところをふやしていくという考え方なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

事業所の確保か、もしくは人材の確保かということなんですが、こちらのほうにつきましては、いわゆるニーズを把握しながらということになりますけれども、事業所確保、それから人材確保、両方とも必要であるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それから、総合事業の中で、短期集中型のリハビリ通所サービス、あるいは訪問の機能訓練というところも、これいわゆるサービスのCというところですね。これは今年度、あるいは今年度始めるのか、それを前提にしてやっぱりリハビリを充実させていくんだというふうに捉えてよろしいですか。お考えをお聞かせください。

議長（倉又 稔君）
暫時休憩をします。

午後2時00分 休憩

午後2時00分 開議

議長（倉又 稔君）
休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）
水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）
失礼いたしました。

あくまでも、ニーズを見ながらというところでございますが、リハビリというのは、今後の高齢者の方の人生を決める上で、非常に必要だというふうに考えておりますので、そういった方向で進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）
古川議員。

8番（古川 昇君）
保健師さんの考え方ではありますが、先ほどお答えをいただきました。

この保健師さん、地域の包括支援センターにもいらっしゃいますし、いらっしゃらないところもあります。それで、保健師さんが特にこういう分野で、私はやっぱり人をつないでいく、そういう場所もつないでいくというようなところに保健師さんの役割も受け持ってもらうんだという立場で、その保健師さんもこの中に充実するという点で出たのではないかと思うんですが、保健師さんの人材、これは充足しているのか、あるいは市の保健師さん、そういう1つのやり方の中に、市の保健師さんの協力体制みたいなものは、どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）
水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

保健の考え方ということかと思えますけれども、この考え方といたしましては、地域包括ケアシステムにおいて、健康意識の向上ですとか自助のための知識を広めていく上で、保健師の役割というものが、これまで以上に拡大されているというふうに捉えております。

協力につきましては、今、恐らく市の保健師がという部分でおっしゃられてるのかなと思うんですが、市の保健師につきましては、市全体で捉えてそういったものやっけていくというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

人材の面でも、私は万全ではないというふうに思っております。ですから、そういう意味で、市の保健師さんも協力をするというのは、そこへ行ってお手伝いというのもあろうかと思えますけれども、1つの流れの中で、やっぱり保健師さんをふやしていくというようなそういう協力も必要なんではないかというふうに思いますので、ぜひともお願いをしたいと思えます。

次に行きます。住まい方ということになりますと、この住まいということ、おうちというふうにイメージしますが、住まい方、どう生きていくのかということにつながっていくと思えます。男性で、平均寿命からすると15年、65歳で定年したとしますと。女性が21年、非常に長い期間、この間ずっと行くわけでありましてけれども、職場におけるこういうふうなどう暮らしていくのか、どこで暮らすのか、誰と暮らすのかとそういうようなものも含めて、職場やあるいはその職場をつなく、例えば会議所のようなところで1つの講演会とか、あるいはセミナーみたいなもの、ライフプランにかかわるようなそういう問題について、どう連携を図ってこられたのかお聞きしたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

今、職場というお話が出たわけなんですけれども、議員おっしゃるように職場ですとか、会議所などの職域において、特定健診それから特定保健指導というような形で取り組んでいるというふうに把握をいたしております。

それから、ライフステージごとの取り組みにつきましては、昨年度なんですけれども、健康増進課におきまして、第2次の健康いといがわ21、こちらの計画の中でこども課、それから福祉事務所と調整いたしまして、切れ目のない支援となるように一連の流れとして、示しているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

予防や介護、これは福祉事務所でありますし、健康や生活習慣、これは健康増進課ということになっておりますが、それをつなぐところの取り組みというの、私、非常に大事だと。きのうでもお話が出ましたけれども、このところはしっかりやっていただきたいというふうに思えます。

今はいろんな問題が出されて、新聞等々出ておりますけれども、高齢者、老老介護をされている方の悲劇、非常に新聞に出ております。介護をされていて、特に男性が多いというふうに聞いておりますけれども、奥さんの面倒を見て、もう最終的には追い詰められて手をかけてしまって、なおかつそこに火をつけて逮捕・起訴されるというような、本当にそういう事件も起きているわけです。

こういう孤立に対する問題、これをどうするかということなんです、私はやっぱり隣近所・地

域でどうかかわっていくかと、そういう体制づくりがなければ、幾らどういうふうな取り組みをしようが、私はうまく行かないんだとは思いますが、決して都会の話ではない、小さな町でもこういう事件は起きておりますので、全体の働きかけ、どこを集中していくのか、その点について、どう図ってこられたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

これにつきましては、昨年度、在宅連携協議会の中でその活動の一環といたしまして、市民公開講座、これは住みなれた地域で安心して生活を続けるためにというのをテーマにして、実施をいたしております。それで、この中の講演では、在宅医療と介護の実際のケースを通して、在宅でのみとりというのを考えるきっかけになったというふうに考えております。今後も、このような取り組みを進めていくと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

言われているのは、男性で責任感が非常に強い人ほど、誰の支援も受けない、誰にも相談なんかしない、それで孤立をしていくというのがもう、全部のパターンの中にあるんですね。こういう方々は、やっぱり若いときから、あるいは退職年齢に近づいたようなときから、やっぱり周りがそういうふうなかかわりを持っていくということが、非常に私は大事だと思うんですよ。それを、一旦逃すと、全部こういうふうなパターンに陥っていくわけですね。

全国的には、こういう事例も大変多くなっているし、自治体でもあるいは自治区でもそういう反省を随分されておりますけれども、ここのところはやっぱり糸魚川市でも起こるんだ、あしたの問題かもしれないということでの認識を持っていただきたいというふうに思ひます。

それから次に移りますが、日常生活の中で困り事、細かなということでもありますけれども、私はやっぱり、自治区の皆さんにお願いしていくのが1つの手かなと思うんですね、今の関係、周りをどうするか。本当に、中山間地あるいは市街地の中でも状況は、私は違うんだろうというふうには思ひますが、ここへの取り組みを福祉事務所はどのようにされているのか、してきたのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

地域の中での取り組みというふうな形になりますと、出前講座というのがあるかと思ひます。これにつきましては、市街地それから中山間地にかかわらず、老人クラブですとかサロンといったものを中心に、そういった単位でお声がけをさせていただいていたということであると思ひます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

私は、やっぱり区の皆さんが一生懸命やっている、そのところをお願いするというのは、私はやっていく必要があるんじゃないかと思うんですよね。区の方々というのは、本当に自分たちのエリアの中をよく知っているわけですよね。そこに、私が考えれば、例えば福祉担当というような方を役員の中に置いていただいて、そういう方とやりとりする。それで、その方を中心に、特に自分の地域に居宅の支援施設があるのであれば、そことつなぐという役割を、私はやっぱり福祉事務所は果たしてもらいたいと思うんですよ。それがなければ、もう情報公開だとか、あるいは見える化なんて言っても、私は絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかと思いますので、ぜひ行政の皆さんに、そういうところに手を伸ばしていただきたいと思うんですが、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

今、議員がおっしゃられるようなものの中では、総合事業の中で生活支援コーディネーターというのがございます。そういったものを設置も可能であるというふうにも考えますので、今後の検討材料とさせていただきますというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

ぜひ、そこはお願いしたいと思います。地域密着型の施設を幾らつくっても、やっぱり住民のほうからその施設を遠ざけるというような、そういうふうになっていっては、これをつくった意味がないわけですよね。やっぱり、つなぐということを、どっちもやらないと、私はその先はないと思いますので、ぜひお願いします。

次に移ります。この総合事業というところでありますが、今年度、介護事業所が1カ所撤退されたというふうにお聞きをしましたけれども、どのように対処されたのか、撤退理由はどうであったのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

お答えいたします。

今回、休止をしたという形になっているんですけれども、通所介護事業所でございます。こちらにつきましては、職員が確保できないということから、休止に至ったものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

理由としては、その先をお聞きにならなかったのかもしれませんが、お話をお聞きしますと、介護報酬の改定で2.27%、それから介護の方々の賃金、これを1.65%上げる、それを考えたときに、今の報酬が下がって、それでなくても赤字がぎりぎりできてきたのに、この次こういふふうになると、もう次、何年間は見通せないということが言われたんですね。こういう理由を、やっぱり私は、行政はつかんでおく必要があると思うんですが、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

確かに介護保険事業を運営する中で、こういった高齢者にとって必要な事業所が休止とはいえ、サービスが利用できなくなるというのは大変なことだと思っております。そういった点では、私どもも、しっかりとその理由等を把握する中で、対処してまいりたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

一番大事なところでありますけれども、この介護報酬を下げられたというところの影響、どんな職種の施設が一番影響をこうむったと思いますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

こちらにつきましては、改定率等を考えますと、小規模の通所介護事業所への影響が大きかったというふうに認識をいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

去年もそうでした。ことしもそうです。来年どうなるか、そんな保障は誰もありません。一番影響を受けたところを、やっぱりつかんでおくことは大事なことで、ぜひともそのところにアンテナを立ててもらいたい、そういうふうに思います。

それから、6期の事業計画で新しいところで小規模多機能と、それからグループホームを出されてますよね。これ、公募もされたようですが、お話等々あったんでございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

第6期計画の中で計画をいたしました地域密着型のグループホーム、それから小規模多機能事業所、こちらにつきましては、残念ながら公募期間の中での応募・問い合わせというのはございませんでした。今後も、この計画期間の中で、再公募というような形で実施をしてみたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

公募がなかったというようなところでありますけれども、背景等々は皆さんでお話になったことはありますか、今の状況から。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

こちらにつきましては、公募をしながら市内の重立った事業所にも、ちょっとお話を聞きにまいりました。そうした中では、非常に金銭面というよりも、やはり介護従事者の確保が非常に困難であると。そういった点で、なかなか手を挙げるできないというふうにお聞きをいたしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

言われているように、課題ははっきりしているわけでありますので、その課題を解決するためにきちっと手を伸ばす、施設の皆さんに手を伸ばすということが私は大事だと思いますので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、このトイレの洋式化なんですが、それぞれ幾つかあります。公共施設、あるいは国道に近いようなところの公園とかありますけれども、これの洋式化についての具体的な計画等っておありでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

建設課長（見辺 太君）

お答えします。

公園の施設管理につきましては、平成25年、糸魚川市公園施設長寿命化計画というものを策定

しております。その策定の中で、現地で施設を確認しまして、その状況をランクづけしまして、優先度の高いものから改修に努めるようにしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

なぜ、洋式化が必要かと、もう理由は皆さんおわかりになっていると思うんですよね。ですから、高齢者がやっぱり外出をするというところにも、これは影響してくるんですよね。そういう広いところに立っていただいて、その洋式化、きちんとやっていただきたい。これは、お金がかかる問題でありますので、財政的にも大変かなと思いますが、特に観光に力を入れているというところであれば、ここのところはきちんとやっていただく。決意も含めて、お話をどなたかお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

渡辺交流観光課長。〔交流観光課長 渡辺成剛君登壇〕

交流観光課長（渡辺成剛君）

お答えします。

観光施設の洋式化については、入り込み客数の多いところを中心に、かなり整備が進んでいるように考えております。入り込み客数が多いところの中でも、山間地といった部分が進んでおりませんでした。ここ数年の間にも、高浪の池や蓮華温泉の駐車場のトイレの洋式化等を進めております。

今後につきましては、今度、入り込み客が少ないといったところを中心にやってきますけども、改修にあわせて整備に努めてまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

トイレの洋式化というのは、少し前ですとやはり和式の物があって、洋式というのは比較的少ない状況だったと思っています。やはり、それぞれの生活様式の変化、そういう中で逆に今度は和式の物よりも洋式の物が求められるという、そういった形に変化してきているのかなという気はしております。ただ、そういう中でも、一遍に全部変えていくというのは、大変難しいことと思っておりますので、実施計画等の中で施設改修にあわせる中で、順次進めていけるようにしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

考え方等々、十分おわかりいただいていると思います。特に国道沿いの海望公園については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、古川議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

再開を2時30分とします。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

吉岡です。

通告書によりまして、途中でちょっと変えるかもしれませんが、やらさせていただきます。

1、柵口温泉事業。

市議会、市役所の枠を超えて、広く市民の間で非難・批判の声が沸き起こっているのが柵口温泉事業。今回は、このことにできるだけ焦点を当てて取り上げさせていただきます。

私、この問題、一貫して、リニューアル・施設統合路線を突っ走る市のやり方を批判し、反対し続けてきました。が、市長は相も変わらず「リニューアルや温泉施設の統合の進め方については、これまでお答えしてきたとおりであります。」、これは、前3月定例会であります、のまさにオウム返し答弁に終始。

そこで、その辺も覚悟しながら本論に入ります。

(1) 日帰り1万5,000円のチラシ。

日帰り1万5,000円なるチラシが、季節限定とはいえ、ばらまかれていました。もちろん市の金で。

今、市民の間では、さっきも言いましたように、柵口温泉事業の動きそのものに対して、おかしい、変だ、だめだの声が噴き出しています。

その足元では、このような普通の市民感覚では到底納得しがたいような、逆なでするようなチラシを平気でばらまいていた、そんな市の姿勢や取り組みがあったからこそ生まれ、広まったのです。